

取り壊し予定のある方必見

空家解体補助金あります！



○空家解体促進費補助金

補助条件

- ☑ 1年以上居住その他の使用がされていないこと
- ☑ 延べ床面積の2分の1以上が居住用であること
- ☑ 長屋・共同住宅の場合は、全ての住戸が空家であること
- ☑ 木造及び鉄骨造であること
- ☑ 住宅地区改良法に規定する不良住宅に該当すること
- ☑ 個人が所有する住宅であること

補助金を受けるには

※「不良住宅判定依頼書」に必要事項を記載して都市計画課まで提出して下さい。



現地調査を行った上で、補助の可否について回答します。

申請・お問い合わせ 津島市まちづくり推進部都市計画課（市役所4階）

☎ 0567-55-9627（月～金8時30分～17時15分）

✉ toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp 内容をもっと知りたい方はコチラ>>>

